

子会社の会社規模操作で評価額100億円減も

国税庁が問題視、非上場株式の租税回避スキームを封じ込めへ

国税庁は令和8年7月3日、「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」（第4回目）を開催した。第4回目の会議では、今までの会議における意見を論点整理したものが国税庁により示された。さらに今回の会議では、国税庁が問題視している具体的な非上場株式の租税回避スキーム事例（8事例）が明らかにされた。国税庁によると、これらの事例は6項で否認できたものもあれば、否認に至らなかった事例もあるという。これらの非上場株式の租税回避スキームは、今回の評価方法の見直しにより封じられる方向である。

原則的評価方式の一本化を検討、類似は廃止すべきとの意見も

有識者会議は、取引相場のない株式（非上場株式）の相続税評価について、適正な評価制度の在り方を検討するために開催されているものである（本誌1120号9頁、1126号40頁等参照）。第4回目の会議では、今までの会議における意見を論点整理したものが国税庁により示された。

具体的にみると、非上場株式の評価方法の見直しと事業承継税制の恒久化・拡充の同時・一体的な議論については、国税庁は評価方法と政策税制は切り分けて議論するという方向で整理している。事業承継税制については現在、中小企業庁で「中小企業の親族内承継に関する検討会」（今号42頁参照）が開かれ、事業承継税制の方向性に関する議論が進められている。国税庁は、非上場株式の評価方法の見直し案をできるだけ早期に形にしたいとしている。最終的な評価水準と税負担の在り方については、年末にかけての税制改正論議のなかで決定される方向だ。

原則的評価方式の一本化について国税庁

は、可能な限り広範の会社を単一的な方法で評価するのが望ましいのではないかと説明した。これは複数の評価方式による問題点（類似業種比準価額と純資産価額とのかい離等）を踏まえてのものだ。これに対し委員からは、一本化に賛成であるが状況によっては外れる会社があってもいいのではないかという意見があった一方で、類似業種比準方式を残すべきという観点から一本化に反対する意見も挙がった。その類似業種比準方式の在り方については、純資産価額方式の方が妥当であるという意見があったほか、評価方式間における評価額のかい離が租税回避スキームの温床になっていることを踏まえ廃止した方がよいという意見が挙がった。

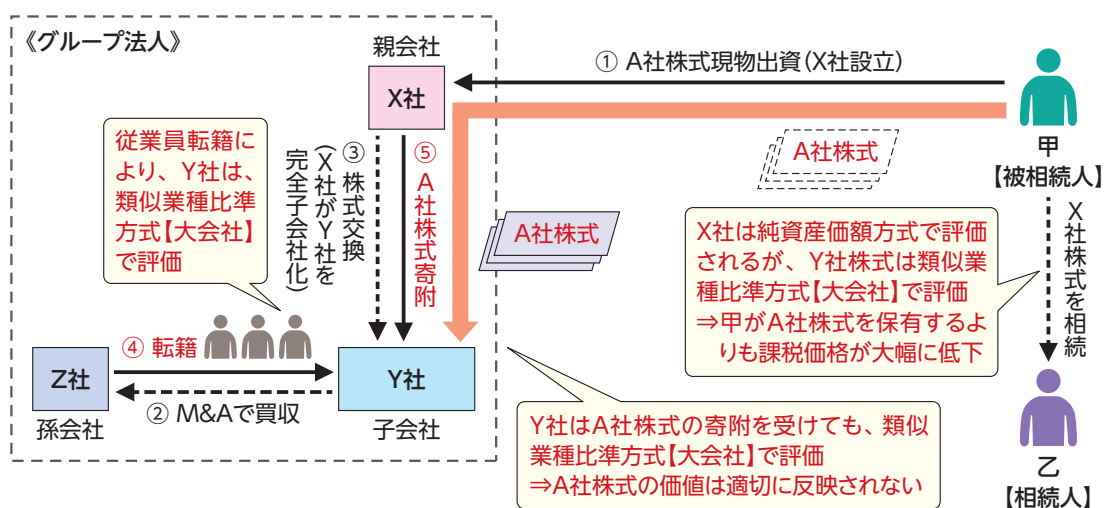
6項ではなく評価通達の見直しで対処へ

租税回避スキームの対応について国税庁は、グループ法人税制を用いたスキームに対処する方策の1つとして、連結財務諸表を前提とした株式の評価を行った上で、子会社・孫会社の収益・資産状況を親会社の株価に反

【図】 子会社の会社規模操作による株価圧縮（純資・類似併用⇒類似） 評価額 △100億円
税額 △55億円

- ① 被相続人甲は、死亡前に上場株式（A社株式）を現物出資してX社を設立（保有株式を上場株式から非上場株式に転換）
- ② Y社の株主であるA社（上場会社）の創業家親族（相続人乙）は、多数の従業員を抱えて事業を行っているZ社をM&Aにより買収し、Y社はZ社（A社の創業家一族の資産管理会社）を完全子会社とする
- ③ X社とY社が株式交換を行い、X社はY社を完全子会社とする
- ④ Z社からY社に従業員（数十名）を転籍 ⇒ Y社の評価方法（会社規模）を変更（【中会社】併用⇒【大会社】類似）
- ⑤ X社は、同社が保有するA社株式を類似業種比準方式が適用される子会社のY社へ寄附 ⇒ 評価額を大幅圧縮

※現物寄附は、グループ法人税制下で課税されない



（出典：第4回有識者会議資料）

映することを挙げた。また、高額な役員報酬、節税目的の保険、オペレーティングシステムリースなど節税商品等を活用したスキームに対処する方策としては、適正な状態に修正した上で株式を評価する方法を挙げている。

さらに今回の会議では、国税庁が問題視している具体的な租税回避スキームとして、8つの事例が国税庁により明らかにされた。具体的にみると、図のスキームでは、M&Aによる買収により従業員を転籍するなどして子会社の会社規模を操作することにより、併用方式（純資産価額と類似業種比準価額）ではなく、大会社の類似業種比準方式により評価するというものである。このスキームにより、

評価額は約100億円減少、税額は約55億円減少した。そのほかには、オペレーティングリースを活用した株価圧縮スキーム（評価額10億円減少・税額5億円減少）などが明らかにされた。国税庁は、今回の評価方法の見直しにより、6項の適用ではなく評価通達全体の見直しのなかでこれらのスキームを封じ込める方針である。

次回は国税庁のたたき台案が示される予定

第5回目の会議は8月中に開催される予定である。非上場株式の評価方法について、今回の有識者会議の事務局である国税庁により、見直しの方向性のたたき台が示される予定である。